

議案第43号

山都町税条例の一部改正について

山都町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月4日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響を緩和するため、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)が、4月30日に施行されました。

これに伴い、本町においても町税の徴収を猶予することを始め、その他特例措置を講ずるため、山都町税条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町税条例の一部を改正する条例

(山都町税条例の一部改正)

第1条 山都町税条例(平成17年条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第24項中「をいう」の次に「。第27項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零)とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条 山都町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）

第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権担当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

| 改正前 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>附 則 （読替規定）</p> <p>第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで_____の 規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、61 条第 8 項中「又は第 3 49 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで _____」とする。</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する町の条例で定める割合 は 3 分の 1 とする。</p> <p>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>3 法附則第 15 条第 8 項に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とす る。</p> <p>4 法附則第 15 条第 19 項に規定する町の条例で定める割合は 5 分の 3（都 市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定 都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 19 項に規定する町の条例 で定める割合は 2 分の 1）とする。</p> <p>5 法附則第 15 条第 26 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とす る。</p> <p>6 法附則第 15 条第 27 項第 1 号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> | <p>附 則 （読替規定）</p> <p>第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 61 条又は第 62 条</u>の 規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は 第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 61 条若しくは第 62 条</u>」とする。</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 10 条の 2 略</p> <p>2～23 略</p> |

- 7 法附則第 15 条第 27 項第 2 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 8 法附則第 15 条第 27 項第 3 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 9 法附則第 15 条第 28 項第 1 号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 10 法附則第 15 条第 28 項第 2 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 11 法附則第 15 条第 30 項第 1 号イ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 12 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 13 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 14 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 15 法附則第 15 条第 30 項第 2 号イ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 16 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 17 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 18 法附則第 15 条第 30 項第 3 号イ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 19 法附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 20 法附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ に規定する設備について同号に規定す

る町の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第34項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

23 法附則第15条第39項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう_____。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。

25 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

26 法附則第15条の8第2項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定

24 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第27項において同じ。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。

25 及び 26 略

27 法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定に

にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(個人の町民税の税率の特例等)

第 22 条 略

にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(個人の町民税の税率の特例等)

第 22 条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 23 条 第 9 条第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する

法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第 10 条第 1 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15

条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について、第 10 条

第 2 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1

項第 7 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

| 改正前 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>附 則 （読替規定）</p> <p>第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 61 条又は第 62 条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 61 条若しくは第 62 条</u>」とする。</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。</p> <p>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>3 法附則第 15 条第 8 項に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>4 法附則第 15 条第 19 項に規定する町の条例で定める割合は 5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 19 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1）とする。</p> <p>5 法附則第 15 条第 26 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>6 法附則第 15 条第 27 項第 1 号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>7 法附則第 15 条第 27 項第 2 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> | <p>附 則 （読替規定）</p> <p>第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 63 条又は第 64 条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 63 条若しくは第 64 条</u>」とする。</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 10 条の 2 略</p> <p>2～26 略</p> |

- 8 法附則第 15 条第 27 項第 3 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 9 法附則第 15 条第 28 項第 1 号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 10 法附則第 15 条第 28 項第 2 号に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 11 法附則第 15 条第 30 項第 1 号イ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 12 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 13 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 14 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 15 法附則第 15 条第 30 項第 2 号イ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 16 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 17 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 18 法附則第 15 条第 30 項第 3 号イ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 19 法附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 20 法附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 21 法附則第 15 条第 34 項に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

- 22 法附則第 15 条第 38 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 23 法附則第 15 条第 39 項に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 24 法附則第 15 条第 41 項に規定する町の条例で定める割合は 2 分の 1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 38 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう_____。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 15 条第 41 項に規定する機械装置等にあつては、_____）とする。
- 25 法附則第 15 条第 47 項に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 26 法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 27 法附則第 62 条に規定する町の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手続等）

第 23 条 略

- 27 法附則第 64 条に規定する町の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手続等）

第 23 条 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

- 第 24 条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、町長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権担当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 34

条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。